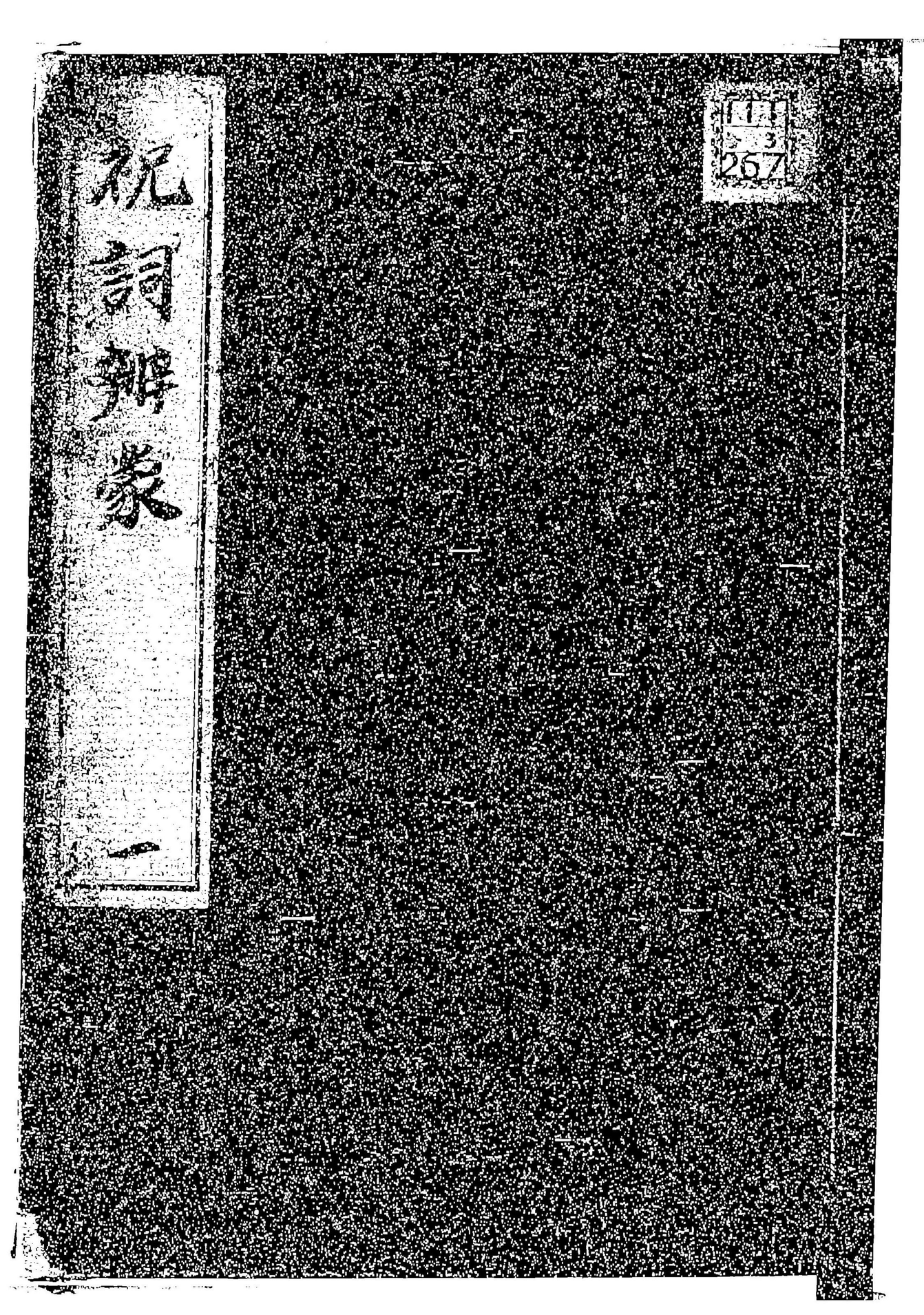


014554-001-9

111-267

祝詞辨蒙

敷田　年治／著

1冊

M28

ABB-0949

# 祝詞辨蒙

一

111
267

巢京圖書館

| 門 | 類 | 函 | 架 | 號 | 冊 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 、 | | 二一 | | 二六七 | 五 |

敷田年治大人述

# 祝詞辨蒙 全五

明治廿六年六月新刻

敬愛社蔵梓

## 凡例

○學のうち初て、世に祝詞の解を書かれも此、尠うらざは中、延享中、賀茂翁祝詞解と云書を、片假名を雜へ、記したるが五冊是が此書の注解の、はじめなりけ、此書を翁の四十餘歳にして、えらび出しなれ、年經て後猶あらず、たもかしたひ、其よ

内閣・明治文庫

こ二十年許經て、更に祝詞考をならべ、原説を改めさだが多うめ、其後本居翁、大祓詞後釈といふ書をならはし、祝詞考の中より、いろみぞや思ふ限りを、採出て難じ、又出雲國造神壽後釈と、云を著して、祝詞考の説を、弁じ、ならべ、人皆知ると雖ども、今此二書と並べ、まみ心見るに、後釈に説えるはもの、十ふして五六ありと

云へども、猶三四の失マ、あれおしもならば、其ことは後天保中、伴信友が、祝詞の中より抜出て、大祓詞餘考と云書を、あらはしゝを、已おの語らひしを、決て好書あらむと思へど、未見しことなく、世おの志は人もかたりや聞りず、此外中臣祓云々と、題ふる書數あらず多かれど、一も用べきをなし、ゆゑに亡友鈴木重胤が、若き時より此祝詞おの心を盡し、祝詞講義と云へるを、五十冊あらはし、已おの一亘り見直してよと、志ぞく乞しかど、其程へ書著るおの暇あをなく、一葉ざおの見ざりしを、今思ふおの多き中おを、好説もかならむとれも亟ど、書も藏ざ絡ぞいかおせむ、然るを此年頃、此祝詞の注解てふもの、思ふくおの作り出、今へ幾十部の數おのがをけむ、かゝるほ中おを、よき説どもゝあらむと思へど、書おの多ければ、一部ざおの見ることを



形く、又見はくも欲せざれば、措て論そど、今此辨蒙を祝詞考と、後釈との二書のみおの對ひ、其用べきをとを、棄べおを正しとを、故引なとは志ざきはゝ、祝詞考を略て考と記し、大祓詞、後釈、国造、神壽後釈等をば、後釈と志はしつ、見む人の煩へおを思ひてあり

○祝詞中おの、古音を以て記せはば往々かをを、是をを知はへ彩縄ばからぬむがゆみおゆみとをて、義理を違へはとはれかゝはばし、其も国造、神賀詞おの、麻蘇比乃大御鏡とかるの、比い美とよむべきを、祝詞考おの麻蘇比とよみて、蘇い須美の約志あるを、轉じたるおみて、真澄日ありと云、神壽後釈おの、おしもるして見そおもすあど云へる へ、徳て用らず、六月月次祭、詞おの、護恵比幸、給へとある、比も右おれあるど、遷却崇神祭、詞おの、宇須波伎坐世とかる、須も古音あり、其例も和

名抄、備前国の郡名磐梨を、伊波奈須と注し、古語拾遺薏子の注ふ、以薏曰都須云々とあり、薏苡い和名抄ふも、豆之太萬の訓注ひ也べ、併て須を志音ふよむべきを思ふべし、大神宮神嘗祭詞ふ、護恵美幸比給と、ある比を、神壽後釈ふ咎めたれど、万葉二十ふ、還來迄ふといふを、可比利久麻豆爾と記し、新撰字鏡ふ、螺加比留、和名抄に、石楠草止比良乃木ゐどひも古音ゐ、大嘗祭詞ふ、皇神等相宇豆乃比奉とひ、乃字い、書紀武烈巻ふも、南都の地を乃樂と記し、猶例ゐ、是をウヅノヒとよみても、假名違へ、国造神賀詞ふ、天下乎所知食左事志太米とひるゐ、事の鎮ふて、本條ふ例を出せ、此外猶古音を記せはど、多かれど、其所々ふ例を引て、よみあらためゐ也べ、今其二三を引出て、驚らしふをつ、抑古音を考らで、古書ふむこのもの、其よみえげるをば覺らずして、却て古書を咎め、是々假名の違ふ、或い義理通らぬ、云に至り、學びふ心をとゞめむ人、心得おくべし

○辨蒙中、諸祝詞ふ見ゑたる語等い、其見初ゐは考ふ注し、餘い悉く略ぬ、然ゐを見む人、其略けるをひらず思ゐむの、恐ゐひ也べ、巻末ふ目次を附て、その便ふ供ゐふ、其中ふ或い一の三丁、五の十丁ゐゞ、連書たはゐ考ふ、其ゐ譬べ神漏岐神漏彌の下ふ、皇祖男女二神を申と注し、國ゐを天照大御神い皇御孫命の御爲ふい、神漏岐神漏彌命と称し、父母二柱を兼ゐと、注したはゐ如し、餘ゐ准て知はべし

○此辨蒙い、明治十八年春の末ふ、筆を起し、既ふ半ふ終りゐむとを

る、六月の十八日、年治河内国に住めは間枚方の川岸、一時に崩れ、ならぬ洪水の溢れ來て、命のみ遁らへ、水も未防ぎをへざれ、其秋の七夕の明る日よりいみじき病に罹り、手足い更にもいたぶ、物をけへ云えぐ、ものしを、此春に至りいさゝか筆とはゆとをえしらべ、再稿を出しやうくに書きをへたはを、明治十九年十一月あり

# 祝詞辨蒙卷之一

敷田年治著

## 祝詞

神祇令中臣宣祝詞の義解に、謂宣者布也、祝者贊辭也、言以告神祝詞、宣聞百官、故曰宣祝詞也、とかりて、按に祝詞い神に申し、又祭庭に集へ侍、神官等にも宣聞らしむ故也、神主祝部等諸聞食止宣と記し、神主祝部等稱唯ともあり、爰に宣聞百官とかるを、同令の集解に、中臣宣祝詞者、時行事宣參集之社社祝部等也、但依文宣百官可云耳とかりて、是を祝詞と訓めるい、同條に、祝詞祓詞

者、法刀言也と注し、古事記石屋戸件ふも、布刀詔戸言とかゝれべ、是らに依て訓をあはせし、名義い大祓詞ふ、天津祝詞乃大祝詞とかゝる

處ふ注

凡祭祀祝詞者、御殿御門等祭、齋部氏祝詞、以外諸祭、中臣氏祝詞

御殿と大殿祭ふて、此詞ふ大宮賣命とかるい、齋部氏の遠祖、太玉命の御子ふ坐せはとと、古語拾遺ふ見えたり○御門い御門祭ふて、太玉命の御子、櫛磐牖豊磐牖命の二柱を祭るとり、故ト此二祭ち、齋部氏祝詞申とあり○中臣氏の遠祖、天見屋根命い、主神事之宗源者也と、神代紀ふ傳へ、中昔ふ至りても、此氏人等專ら神事ふ關ふ、此制を立ゝへて

凡四時諸祭、不云祝詞者、神部皆依常例宣之

四時と春夏秋冬あり、諸祭ち鎮華、三枝、園韓神、相嘗、李秋神衣等をもじめ、山科、賀茂、稲荷、當麻等其數おやう紀○不云祝詞とい、此式ふ、祝詞を載ざるをいふ○神部い、カンベとよむべく思へど、神代紀ふ、斷蛇之劒今在吉備神部許也、持統紀ふ、神祇官長上以下、至神部等云々、齋宮式別當以下人員條ふ、神部四人とかゝて、細字ふ、中臣連部二人、忌部連部二人とかゝ、いまだ神祇官

附屬の、中臣忌部を云へ〻○依常例
とゝ、例年宣來〻し儘に依もとゝ

其臨時祭祝詞、所司隨事、脩撰前祭

進官、經處分、然後行之

臨時祭ハ、四時祭式に、凡祈年祭二月四日、大忌風神祭並四月七
月四日云々、各載本條、自餘祭不定日者、臨時擇日祭之とゝ、是
ゝ、自餘とゝ臨時祭式に、霹靂神祭、鎮竈鳴祭、御竈祭、御井祭、產
井祭、鎮御在所祭、鎮土公祭、御川水祭、鎮新宮地祭等なり○所司
ハ神祇官の官人を云○隨事ハ、祭るべき事に隨ひてゝ○前祭
ハ、其祭日より前に、其に預ることゝを、脩錄せよとなり○進官經
處分の官ハ、大政官にて、處分とハ中昔の書に、處分と云るなむ
なを見ゆ、とゝ、正しき訓ハ傳そらぬ、定と云意に心うべし

## 祈年祭

神祇令仲春祈年祭の義解に、謂祈猶禱也、欲令歲穴不作時令順
度、即於神祇官祭之、故曰祈年となり、年ハ稻にて、此祭及廣瀨祭、
詞に、稻を奥津御年と云ひ、此稻を幸坐せば神名を、御年神と申
し、稻を春種子を下し、夏繁り秋熟り、冬收め一年に亘ることを、
年とゝ云へ〻、公事根源二月四日祈年祭條に、是ハ大神宮以下、三
千一百三十二座の神を、ゆつらせ給ふ云々、天武天皇四年二月
にもじめて、此祭ありと云、年中行事歌合にも、猶おなじ狀と記
せ給ど、紀の二月條に其事見ゆ、同年正月紀に、丙午朔戊辰祭

幣諸社とあるを、祈年祭ありと誤るなり、今按年中行事秘抄、祈年祭條に、官史記云、天武天皇四年二月甲申、祈年祭とあるを、右二書を、是によりて見るべきなり、今官史記と云書あるし惜むべし、北山抄二月四日祈年祭條に、神祇官率御巫着西廳、大臣以下入自齋院北門、上卿召召使二聲、称唯参入上宣、式部省平刀祢奉入止宣、式部省率群官入自南門着南廳座、御巫坐西廳前庭、左右馬寮各引立馬十一匹、立刀祢殿東庭、神部祝部等入立西廳南庭、神祇官人降坐廳前、次上卿以下降着廳前座、中臣進就座讀祝詞畢、上卿以下拍手各復本座、次班幣帛、訖、史申其由、上卿以下退出

集侍神主祝部等諸聞食登宣神主祝部等共称唯餘宣准此

集侍、儀式大祓儀に、辨大夫申云、大祓處爾参集とあるを、細字に讀曰末爲宇古那波禮留と、あり、即侍集又参集の意を云、古言なり○神主と云ことも起りて、神功紀に、皇后選吉日入齋宮親爲神主とあるを是にて、神に代りて神語を人に示ゆえ、即神と申もおなじことにて、甚重を稱にはを、後も神社に仕る人の職名に云とつせり○祝部も、匍匐人なり、匍匐は古礼の本にて、古語に鶏成伊這回とも、去いし物伊匍匐拜とも云へる如、伊も發語にて、這い神前に礼を作を云、ハフリのりも、一人二人舍人村主などのりなりと知はべし、此礼人に祝字を當てあも、字書に祝祭主贊詞者と、あるに、然れど支那國に巫祝と云へるも、甚劣る職

あるべき、當べき字あられむ、傭たはみや○諸も、神主も祝部もと云ふ、口の助辞を加へて、モロ〳〵と云へる、故ふ古語ふも某諸と、下ふ附けて云へる○聞食い、聞き、タベとよむべし、宣を祭庭ふ集へる人々に、宣旨と示もある是を宣とよめるも非ず、續紀以下の宣命ふ、宣不宣布ふどの、送り假字を附けたはを見るべし○称唯い、齒を嚙ちめて諾ふ声あるむ、チ〳〵と云、警蹕ふも口を開て、オ〳〵と云ふ此差別を弁へ

おく洗し

高天原爾神留坐、皇睦神漏伎命神漏彌命以、天社國社登、稱辭竟奉、皇

神等能、前尓白久

高天原い字の如く、高く廣く天上ふ在る國を云、此天のアを省へ、略語の格ふして、天をマふ轉略し、之の助辞を加へたるい、轉語の躰語とあるたはなり○神留坐の留い、つまり止ゆを畧けると、考ふ云へるど、猶大祓詞ふ委注べし○皇睦い、ミウカラとよむ洗し、其由大祓詞の皇親ふ、併注べし、是をスメラガムツふどよめるを、いみじふ誤りぬる○神漏伎の神い、崇て置き、漏い助辞伎い君あり、神功紀忍熊王の歌ふ、率吾君と云へと伊弉阿藝とよみ、應神紀の大御歌ふも然なり、彌い女の轉ふて、伎と彌の對たるを、男女の神を並申称と察へて、其を伊那那岐伊那那美頻那藝頻那美、沫那藝沫那美准へ、去はべし、扨此二柱を何ゑの神ふ

らむ、大祓及遷却祟神等の詞に依るに、高皇産靈神、天照大御神の、二柱を申せり、此命字二つなるを、後釈に上の命字に、後人のちうしらに加へたれなるべし、と云て削りたれど、今按に削るに及もず、是も神漏彌命能命以と云べきを、略かりたれるに○天社國社、龍田風神祭大嘗祭等の詞、及神武紀崇神紀天武紀に見えたる、天神地祇に出あれど、神祇令、義解に、謂天神者、伊勢山城鴨、住吉出雲國造、齋神等類是也、地祇者大神大倭葛木、鴨、出雲大汝神等是也とあるに、社とも齋場に神籬を樹て、神殿の代りとせしなど、起りたる称なれば、屋代と云義なり、然れば天社之神といえでも、言足らぬ故、神武紀に、祭天社國社之神とあるに○稱辞竟奉、考に、たゝへおとしまい、祟の言ちふ言にて、其神の御徳の称とを、悉く言舉盡をいへると注し、後釈に、多々閉へ水を湛るに同言

に、言舉つくすとのみ見ても、此件に叶れど、惣てに亘りても通らぬる處あるに、其もその所々にいふばし、是を稱辞とよみつゞくはも非なり、稱とよみ切て、辞竟奉とよむばし、辞竟奉と云へるも、此書に九所なるを、考に悉く稱字を補ひさるに、タ、へゴトと云、續國史に思ふに、出たる私意なりし○皇神等とい、祈年に預る三千餘座の神たちなり○前も字の如し、伊勢神宮へ申に大前とは、又廣前と記せはも有、其所々に云べし

今年二月尓、御年初將賜登爲而、皇御孫命、宇豆能幣帛乎、朝日能豊逆

登尓、稱辭竟奉久

登宣

二月、夫木集二ニ、足曳の山れからしぞ猶寒き、宜まちぎと、人そいふあを、奥儀抄ニ、二月い寒くて、更ニ衣を着れむ、衣更着と云ふを誤まるとと云へり○御年の御ち、真ニうちひ美て加へ、年い稲を云、初といい種子を下ニて、此初を出雲本ニ祈ニ作まり、其も聞まとり○皇御孫ち、スメミコとよむべし、中臣宮處氏本系帳ニ、我皇御子命、降ニ於豐葦原ノ可怜水穂ノ國ニとなりて、同家牒ニ、阿賀須賣美古能美許登ニ作まり、心えおくべし、初孫といい、百代の末までをも云へども、其御代の天皇を申せり、然ルニ諸本御孫とよめ記ど、孫ち祖より隔たる子あれば、間子ニ記を、御間と云て義稱ふべきうへ、皇極紀ニ豈以ニ天孫一代鞍作一耶とあるも、以ニ天孫一といよ

ミがたらはかし、如此誤まはい、續紀十五、及常陸風土記等ニ、美麻乃命とあるを、御孫乃命と思ひ非みたるなり、儀制令、天子祭祀ニ祈稱とあるニ、集解ニ、辭ニ稱須賣彌麻乃美古等、とあり、即皇御躰命ニて、皇祖天神の御上をも、又時の天皇の御上をも称せり、儀式奏御ト儀ニ、宮内省申ク、御體御ト供奉礼留とあるニ細字ニ、於保美麻と注り、混べからぞ○字豆い、貴を意ニて、神代紀ニ、欲生御寓之珍子一とありて、珍此云ニ于圖一と訓注を附し、古事記ニ三貴子ニ作り、字書ニ珍、貴也と注せり、然ルニ考ニ字豆を嚴ニ通そし説るい、清濁を弁へざはあり○幣帛い御服座ニて、此服い多閇と延て、同義ニ祓ど、明多閇を、大殿祭ノ詞ニ、明和幣と記し、後撰集字治拾遺等ニ、さいてくあるも、割幣の轉ニて、俗ニ古衣をフルテと云へるまど、准へ知るべし、座い其ノ置物ニて、絹布あらぬ物をも、廣ク

テグラと云へて○豐逆登の、逆い借字ふて、廣瀬祭、詞ふ、榮ふ作と
て正字あり、即朝日の直刺ねどふ、此祭い行へて○稱辭竟奉、上
ふるも某神の御德を、称へ云々ふて、此所あれい、奉る幣帛を、美し
く称へ言を盡して申すとし○奉久い、奉るの延語、宣い詔出ふと
いふふ
とし

御年皇神等能前尓白久、皇神等能
依左志奉牟、奥津御年乎、手肱尓水沫
畫垂、向股尓泥畫寄氐、取作牟

御年、神へ、須佐之男命大市比賣ふ婚ひはして、大年、神を生まし、
其御子御年、神あり、此神穀物ふいはをしく坐し祢とい、古語拾
遺ふ見えたて、扨祈年ふは、御年、神を主と祭るゝど、此ふ等とあ
るも、此祭ふ預る神をも惣申せり○白久い、申の延たるあり○
依左志奉、この書ふ依依志依左志、寄寄志所寄と書を、續紀の宣
命ふへ、與佐斯と假名ふも書けて、此義を熟思ひえとはを聞ら
ど、是も寄刺ふて寄授る意あれば、任命そは意をも兼ふて、故ふ
推古紀ふ、人各有任掌、續紀一ふ、四方食國乎治奉止、任賜帯ふど
あり、命をよ名はも、顯宗紀ふ、天命有屬皇太子ふあど併て意を得
べし○奥津御年へ、晩稻ふて、早稻中ふ稻へ、其中ふ籠もり○手肱
へ手之肱あり、和名抄ふ手子を太奈須惠と注し、掌を太奈曽古
と注せて、手を夕ナと云へて、即手之あり○水沫へ、水之沫の略轉

みて、万葉七に、往水之三名沫如云々○畫寄へ撥よせし、奈良朝
にも、かゝは借字を書剔とゞむ、字義を正せは書紀にもとゞ、神代紀
に投弓畫滄海おどりり○向股、古事記上巻に、於向股踏那豆美
とりて、股へ相對ゆる然云て○泥へ、類聚名義抄に、ヒヂと注し、
和名抄に比知利古と注せて、今云ドロと、此
件へ農夫らゞ、田を植草取狀の勞を顯せり

奥津御年乎、八束穂能伊加志穂尓、
皇神等能依左奉者、初穂乎千穎八
百穎尓奉置氏、瓱閉高知、瓱腹満雙
氏、汁尓穎尓稱辭竟奉牟

八束穂へ、八握ぞうそもゆる長穂にて、八握劔八握髭などゝ准知
るゞし○伊加志穂へ、下に茂御世とあるゞ、茂穂あり○初穂、其
田に初て熟たる穂を、神に献るを初穂と云へるよりて、穂にらぬ物
にも云轉し、三代實録十八に、今神社件鑄錢所尓、近久坐須仍
所鑄作之早穂二十錢乎令捧持とりなれ、初て鑄たる錢を初穂
と云へて○千穎、字書に穎、禾末也とあるゞ、穂にて、神代紀に、秋垂
穎、八握莫莫然とりて、是をカヒとよ是はい、天武紀に、異畝同穎、
文選西都賦に、五穀垂穎などりて、穂の別名形て、初千穎八百穎
とて、穂數の多を云○瓱閉の瓱へ、水を盛る器にて、水筒なるを、
考に酒を醸かめ也と云へれど、酒を醸に限らゞ、龍田祭詞に、初穂

者瓱能閉高知ともいふをや、道饗祭詞ハ、瓱邊高知、平野祭詞ハ瓱戸高知、春日祭詞ハ、甕上高知、おどなはを併推ふハ、閉ハ假名ハて、邊も戸も上も借字ハり、是ハ上の瓱と共ハ、二種の器物ハて、此閉を器名ハりと云へる證ハ、允恭紀ハ、探湯瓮とハるを、古事記の同件ハ、玖訶瓮ハ作て、欽明紀ハ、河邊臣瓊缶と云、人名も見ゑ、万葉二ハ、木瓱殯宮ハどハて、此瓮瓮缶瓱ハ、即瓱閉の閉ハて、國造、神賀詞ハ、伊都閉とハ、閉もハれじ、此外鍋釜罐忌瓮等のへも、准へ考ハる信し、是を考ハ、閉ハ假字ハて、上を略て閉といふと、云へるハ甚拙し○高知ハ、其器の長の高ハて、知ハ著き狀を云○瓱腹の腹ハ、借字ハて、是も器名ハて、山城風土記ハ、造八尋殿立八戸扉釀八腹酒、神代紀ハ、以八甕酒毎口沃入云々、寛平熟田縁起ハ、稻種公、傍從久米八腹と云人を、尾張國氷上社祠官、久米氏の系図ハ、久米八甕ハ作り、中臣宮處氏本系帳ハ、御城縣主、甕造首稻守と、ハ甕造の訓注ハ、波良都久理と見ゑ、大隅薩摩の方言ハ、一甕二甕と云べきを、一腹二腹と云て、以上腹ハ甕を云へる證ハり、此腹を借字ハりとハらで、今世の神酒德利とハ云ひハ、妊身腹の狀ハせハ、脹れさハ器ハ、酒ハど滿たハへ云々と、俗意を以て作り云へる說ども、聞も胸惡き誣言ハらぞや、扨又同器名を重ね云へるハ、刀を劒之太刀、珠を八坂瓊之曲玉ハど云へるが如し○滿雙氏字の如し○汁母瓱母の、汁ハ酒を云、瓱ハ右ハ見ゑさハ千瓱八百瓱ハり、是ハ酒ハも造て、瓱ハぐらハも、供ハると云意ハり

大野原尓生物者、甘菜辛菜、青海原

住物者、鰭能廣物鰭能狹物、奥津藻
菜、邊津藻菜尓至氏、御服者明妙照
妙、和妙荒妙尓、稱辭竟奉牟

大野原字の如し、上方の方言ゐ畑を野と云へり、古言の遺ものと
○甘菜ハ青菜をはじめ、菜類を惣たる○辛菜ハ、蓼芥子韮葱の
類也○青海原云々、海水ハ遠く見もび青故ゐ、碧海とも書けり
○鰭能廣物、平野祭詞ゐ、波多能廣物とあるゐて、訓を志はべし、
和名抄ゐ、鰭、魚背上鬣也、和名波太俗云比礼とゆもど、背上のミ
ふらぜ、左右ゐ在るをも鰭と云へり、其ハ領巾の風ゐ比礼々々と

うごき、鬣の水ゐヒレ々々と振るも、同意ゐて然云へるり、是を波
多といふも、水ゐそたくと振り、旌旗の風ゐもしくと動くも、
号る意ハ専らおゐじ、廣狹ハ魚の大小を云、廣瀬祭詞ゐ鰭能廣文
物鰭能狹文物とゆるど猶廣物狹物とゆるぞ雅ゐい聞をたる
○奥津藻菜の、奥を瀧ゐて、藻菜ハ水菜也、和名毛一
云毛波をゆりて、波いよみそくたるく、平野祭詞ゐ、奥津毛波邊
津毛波ゐ作もり、藻とハ海菜の惣名ゐて、和布海帶羊栖菜昆布
等を惣たり○邊津藻菜の邊も、奥ゐ對て磯を云○至氏尓と云
下ゐ、置足氏と意を加て見はべし○御服、平野祭詞ゐ御衣ゐ作
もり、衣服ハ身ゐ添ふものゆゑ然云へり○明妙照妙、春日祭詞ゐ、
明多閇照多閇ゐ作もり、明も照も織立ハ物の、美麗を云、妙ハ
服の延語ゐて、上ゐ注せり○和妙荒妙の和ハ絹を云、荒ハ

布を云ふ、爰に尓の助辞なるに、至るまで尓と云ふ語を含めて、初其品をうはもしく称とあり

御年皇神能前尓、白馬白猪白鶏、種種色物乎備奉氏、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎稱辞竟奉久登宣

御年皇神に、式に大和国葛上郡、葛木御歳神社名神大、月次新嘗とある神社あり○白馬白猪云々猪に豚あり、初此祭に此三種を供る由に、古語拾遺に、御歳神爲祟宜下獻白猪白馬白鶏一以解其怒上とある、故事に依もの○種々色物の四字を、合てクサグサノ

モノとよむべし、八色雷公八色之姓の色をも、クサとよめり、是と色物とよめるも、殊に多るし○幣帛乎の下に、備奉といふ言を略くと、考に云へるい然るあれど、略ゥもとも幣帛乎称へ奉て聞ゑたり○稱辞竟奉久登宣、下に、考に祝部等称唯の五字を補ひたれど、此詞のそじめに、神主祝部等共に称唯、餘宣准之とゐれば、補ふに及ばず、餘宣の二字に眼を着べし、然に祝部等聞食登宣とゐるに、称唯もをべきを、此い本より称唯のふさ處ありとる解をべし

大御巫能辞竟奉、皇神等能前尓白久、神魂、高御魂、生魂、足魂、玉留魂、大

宮乃賣、大御膳都神、辭代主登御名者白而、辭竟奉者

大御巫、按ふ神祇官の御巫をゞ殊ふ称へて、大御巫とい云、又、是を考ふ聖武紀を引て、大宮主御巫坐摩御巫とあ記む、大宮主御巫ふ紀を宮主を略たる也と云、又、年治云、大宮主と御巫とハ、素よ又別あり、大宮主ハ宮主の上等ふて、文徳實録十占部宿祢雄貞、傳ふ、帝在東宮時爲宮主、踐祚之日爲大宮主、續紀三ふ、神祇官、大宮主入長上、例、同八ふ神祇官宮主云々、始把笏ふどあり、扨御巫ハ神祇官をもじめ、諸社ふも附おりもしハ、皇國の古例ふて、神武天皇、軍中ふ諸神を祭又ひし時、道臣、命ふ假ふ、嚴媛の号を

授ひしふど思ふ居し○辭竟奉の上ふ、考ふ稱、字を補へもど、原本の隨ふして、能通ら又○神魂、四時祭式ふ、神産日神ふ作もと又、此神ハ女神ふ成しませ侍なと、古事記標注ふ委注しおをつ○高御魂、古語拾遺ふ、高皇産靈神皇産靈と、次第たるを是とを、取替ぜや物語ふ、もじめも聞ゑしやうふ、むをぶの神の契又をたゞへぬ成ふ、おほしあり、ぬとあもゞ、以上二神ハ男女のちぎりよ又をもじめ、万事此神の幸ひふ洩るものあし○生魂、四時祭式ふ、生産日神ふ作もり、姓氏録恩智、神主、條ふ、高魂命、兒伊久魂命之後也とあり又、考ふ生魂神ハ神魂命の御子也と、或書ふ書ハしハさぞ有おむと云るハ、舊事紀ふ神皇産靈尊次生魂命とある、次字を御子と思ひて、或書とハのめりし云るなり○足魂、古語拾遺ふ、足産靈ふ作又、四時祭式ふ、足産日神ふ作もり○玉留

魂、古語拾遺ハ魂留産霊ハ作テ、四時祭式ハ玉積産日神ハ作レ
テ、此二神トモ御祖詳カラズ、右四柱の神等ハ、三代實録貞觀元
年正月、並從一位を授、同年二月並正一位を授奉レリ○大宮乃
賣、四時祭式ハ、大宮賣神ハ作テ、古語拾遺ハ、令大宮賣神、侍於御
前トアリテ、古注ハ太玉命、久志備所生神、如今世内侍善言美詞
和君臣、間令宸襟悦懌也トカテ、拾芥抄ハ、宮咩祭文ト云ヲ載ス
テ、若ハ同神カ○大御膳都神、古語拾遺ハ、御膳神ハ作テ、四時祭
式ハ御食津神ハ作レテ、舊事紀ハ、大御食都姫神、自鼻口尻取出
種々味物種々樂具云々、按是ハ倉稲魂命の別名ハ[illegible]ベシ、カ
ラム伊弉諾伊弉冊尊の御子アリ、三代實録貞觀三年五月、授園
池司無位御氣津神從五位下トアリテ○辭代主ハ、大国主神の御
子ハテ、御功の高く坐しシトヽ、紀記ハ見エタリ、右八柱の大神た
ちは、神祇官の齋院ハ坐奉シカドモ、早ク神代ヨリ祭來シコトヽ、古
語拾遺ハ見エタリ、其ヽ同書ハ仰從皇天二祖之詔、建樹神籬トシ
テ、此八神の御名を記し、後世まで重く祭らせ給ひしハ、大
御體の守護神ハシテ、御代代々御崇敬の淺カラズ、[illegible]シを、明治
の大御代トアリテ、形もなく廢ひ
しハ、あらぬ口をしき業ありけし

皇御孫命御世乎、手長御世登、堅磐
尓常磐尓齋比奉、茂御世尓幸閑奉
故、皇吾睦神漏伎命、神漏彌命登、皇

御孫命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉

久々登宣

皇御孫命ハ、其御代の天皇を申○御世ハ御齢ゐて御命を云フ万葉五ゐ、伊能知周疑南、一云和何余須疑奈牟、同一ゐ、君之齢母吾代毛とゐて○手長ハ、大殿祭の詞ゐ田永ゐ作もり、手も田も借字ゐて、後釈ゐ足長の略ゐりと云へて○堅磐ハ、其意を見せたる字ゐて、堅の字ゐカキの義ハゐし、堅とも壁の字とゐて、其由日本紀標注、素戔嗚尊の八重垣の御歌ゐ注しつ、其ハ上代家作るゐ石を重ねて壁とし、石以て床とせしゆゑ動くことゐく崩るる字とゐを、壁磐床磐と云へるよし、嚶々筆話ゐ志はせて、カキハも壁磐の略、トキハも床磐の約てゐて、堅固ゐるを壽言ゐ云とゐらへて、丹生姫記ゐ、石床石垣と記せて、准へ知るべし○齋比奉、神賀詞ゐ、堅石ゐ常石ゐ伊波比奉とゐり、齋ハ齋の一言より起りて、齋をひ齋をふと活るるハ、味をひ味をふと同格ゐて、沐浴齋戒して神ゐ仕奉るを本ゐして、善事を祈求むる意ゐも、云轉せはゆゑ、人事ゐ祝ひと云へるも、其意ゐるぞらし、考ゐ齋比奉の比を落せて○茂御世ハ、六月月次祭の詞ゐ、伊賀志御世とゐて、名義ハ伊加志穂ゐ注せるゐ如し○幸閑奉ハ、大殿祭の詞ゐ奉福ゐ作て、幸福を祈るを云、假名ゐ書るハ、神賀詞ゐ佐伎波閑奉とゐて○神漏伎神漏彌命、考及後釈ゐ皇祖神を申ゐ限もりと云へるを、誤もて、是ハ男女神等を申と、上ゐ云へるゐ如し、續後紀十九ゐ、賀美倍伎能宿那毗古那とゐるハ、少彦名神ゐて皇祖ゐあらず、又常陸

風土記の諸社天神の注ふ、俗曰謂賀味魯彌賀味魯岐とある、ふど見るべし○幣帛乎稱辭竟奉、後釈云、考ふ此語を、畧ふ過たりといへども然らず、奉い献る意、又祭る意なることふ弘む、稱辭を竟て献ると云意ふふ弘ありと云て、年治云幣帛乎稱辭と續くべき義あし、是い幣帛乎稱とよみ切て、辭を竟奉るとよむ始し

座摩乃御巫乃、稱辭竟奉、皇神等能

前尓白久、生井、榮井、津長井、阿須波、

波比支登、御名者白氐、辭竟奉者

座摩乃御巫舊讀ふ、此座摩を井カズリとも、サカズリとも訓て、民部省図帳ふ、坐摩或坂擢とかゝれど、姑座摩とよむべし、神名式ふ、攝津国西成郡一座坐摩神社、大月次新嘗とかゝて、其地を今も座摩と云て、按ふ是い神祇官ふ祭て、五座の内の一座ふて、座摩と云い、京地ふあるし地名ふるべし、其い職員令、神祇官御巫ト兆の集解ふ、右京坐摩一口とかゝるふて了解もべし、三代實録貞觀元年正月廿七日、神祇官ニ坐五座ふ、並ト從四位上を授、同日攝津国ふ坐る一座ふい、從四位下を授奉もり○御巫、和名抄ふ巫、祝女也和名加牟奈岐と注し、大須本ふい、加美奈岐ふ作て、靈異記ふト者を可三那支とかゝるふどを、正しとも見べし、又職員令御巫の集解ふ、跡云巫、神奈伎とかゝるを、併せふもふふ、御巫とよ㕝むり、又江次第梅宮祭、條ふ、御琴、師御神兒等迎之云々、御神兒二

人進受賢木著本座空穂藏開ふ、みちうの子とうり、即御神子の音便讀ふり、是ハ何もふようむ定ゞうとなもど、暫考ふよみれる ふ從ふべし、此汝と大御巫の所ふ云べかゝしを忘もたゞ、扨御神子と御巫との差別を思ふふ、御巫ハ老少ふ渉れる称、御神子ハ童女の称ふり、臨時祭式ふ、凡座摩巫、取都下國造、氏童女、七歳已上者充之、若及嫁時申辨官充替○生井ハ井神を美たる、神号ふて次々も如れじ○榮井、上ふおなじ是をサク井とよめるを非ふり、神皇正統記、四條天皇、段ふ生井榮井の水のあゞ能をのむも、神德ふりと記せるふ依ゞて、生も榮も美称ふりと知べし○津長井、神名式ふ綱長井ふ作ゞ、同式伊勢国度會郡ふ、津長大水神ふり、津長と云ふふ水意を含めはふや、以上三神ハ、宮中の井水を守ゞ給ふ神ふはべし○阿須波ハ古事記上巻ふ、大年神聚天知迦流美豆比賣生子阿須波神、次波比岐神とあり、万葉二十ふ、爾波奈能阿須波乃可美爾、古志波佐之云々、庭中の阿須波神ふ小柴挿ふて、人家を守る神ふはべし○波比支、上ふ古事記を引ゞり、右の神等ハ、大宮地の靈とも稱申、やおとふを神ふ、はしませふを、今ハ其俤ゞふ遺らざはふ、口をしき業ふりかし

皇神能敷坐、下都磐根爾、宮柱大知立、高天原爾、千木高知氏、皇御孫命乃、瑞能御舍乎仕奉氏

敷坐ハ知坐ホホおじ、廣瀬祭、詞ホ、皇神等乃敷坐山々乃自口と
ゐるも、大和国六郡ホ坐、山口、神社を申ゐ為ゞ、其所々を掌坐ホ
て何とホ云へるをホおじるゐ、扨知を敷と云ハ、古事記上巻ホ、
抜所御佩之十拳劍而後手布伎都都と乃ゐを、揮つゝあり、万葉
十九ホ、山吹を山振と書るも同格ホて、是いりとキと通ふ例
ゐり○下都磐根、平野祭大殿祭等の詞ホ、底津磐根と乃ゐ、下も
底も同義ホて、平地の下を磐根まで堀て、柱を立るを云○宮柱
ハ御殿ホて、必柱のみを云へるホいらゞ、故万葉ホ宮柱をも御在
香をも、同意ホよ見ゐ○大知立、春日祭、詞ホ廣知立と乃り、廣も
大も字の如く、廣大ゐるを云、知といハ大祓、詞ホ、太敷立、平野祭、詞
ホ、廣敷立と乃ハゞとく、知も敷も相通たる語ホて、即重てふこ
とゐり、其を柱ホまれ屋根ホまれ、敷多造狀をいふめり、扨此詞

を御殿造りを主として、其ホ天皇の大坐ゝを称せハを、古語拾
遺ホ、大宮地之靈と乃るゐ如し○高天原、考ホ高きをいふのみ
と云、古事記傳ホハ於底津石根と云ホ對てゐ高きことを云、
古言ゐりと云ゐ、何も非ゐり、年治云、唯高きを高天原といも
む理ゐく、又底津と云ホ對ても、高天原とをいふべゐらゞ、四月
神衣祭、六月月次祭等ホも、下津とも底津ともホくして、高天原
ホ千木高知と乃るを、何ホ對たるぞ、是ハ高天原ホる宮制ホ、擬
てと云へるなしゐるをや○千木ハ氷木と同物ホて堀立さる柱、
末の行違て葺殘したる所ゐ為ゞ、風を受るゆゑ風木と云、其形
肱ホ似たゝゞ、肱木の意以て名けゝゞと記傳ホ云ゐ○高知氐
の高を、大殿の高をを云、知ハ宮柱太知の知ホ同形じきを、天皇
の御稜威も高く、御代を知ゐふと云ホ、云ゐつしれる古文の活

用ゐ、眼を着べし、万葉一ゐ高殿乎高知座而、同二ゐ高知爲布當乃宮者、あゞ併見る所し○瑞能御舎の瑞を、大祓詞ゐ美頭ゐ作、マ、古語拾遺ゐ、瑞殿美豆能美阿良可と注し、万葉一ゐ山を美て、美豆山と云、水穂水垣ゐゞ、惣へてうはえしゐを瑞と云へり、御舎い御在所あり○仕奉、後釈ゐとゝを造奉るをいふ、凡て下ゐる者の、上のためゐ事ゐをしをむ、何もゞゐても、仕奉ると云ふ事と云へて、大殿祭詞ゐ、造り仕奉留とも、造り奉仕礼留とも、なり

天御蔭日御蔭登、隱坐氐、四方國乎安國登、平久知食須我故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎稱、辭竟奉久登宣

天御蔭、考ゐ天を覆ひ日を覆ふための屋ゐ、ゝを、文ゐ如斯いひゐをと云へるを非あり、覆とい上ゝをは業ゐて、下ゝ字爲る歟とを、覆ともいもゞ、天を覆ひ日を覆ふといへば、天ゝも日ゐ、マも、高く大きゐる物ゐならでい、覆ゞかはべし、古事記下巻ゐ、三重媛ゞ、本都延波阿米袁滓幣理、とゝるへ、天を負てゐて、覆と別あり、此御蔭い、天又日の蔭を受ゐる御舎ゐて、頓天皇の御稜威ゐ云ゝうつせて、然ゐ天の蔭と云ゝと、いゝゞと思ふらんゝ、万葉一ゐ、高知也天之御蔭、天知也日御影ともなて、天御蔭日御蔭い、天蔭日蔭を受くは御舎と云意あり○隱坐氐い、輝坐ゐて、天皇の御威光の輝坐を云、龍田風神祭詞ゐ、朝日乃日向處、夕日乃

日隱處とゝふ隱もおなじ、推古紀ふ、夜須彌志斯和餓於朋耆彌能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙とゝはふど合て、舊說の誤をは知るぼし○四方ハ四面ふて字の如し○知食ハ知めもの延たるふり、出雲本ふ知食須我故とゝはふ從ふ○幣帛乎稱ハ、天皇の奉る幣帛を貴く稱へふて、辭竟奉と句を切りてよむべきなと、上ふ云へるゞ如し

御門能御巫能、稱辭竟奉、皇神等能前爾白久、櫛磐間門命、豐磐間門命登、御名者白氐辭竟奉者

御門ハ、神祇官ふ在ルをいふ○御巫ハ、生島御巫ふ併セ注ベし○櫛磐間門命、古語拾遺ふ、令豐磐間戶命櫛磐間戶命二神守護御門とゝ、注ふ是亞太玉命之子也とゝ、古事記御天降件ふ、天石門別神、亦名謂櫛石窻神、亦名謂豐石窻神、此神者御門之神也と、三名を一神ふ傳へたれど、必二神ふ在ぼし、名義櫛も豐も美、稱ふて、磐ハ字の如く大古ハ石門ふ在しふや、三代實錄貞觀元年正月廿七日、神祇官無位櫛石窻神、豐石窻神奉授從四位上

四方能御門爾、湯津磐村能如塞座氐、朝者御門開奉、夕者御門閉奉氐、

疎夫留物能、自下往者、下乎守、自上往者、上乎守、夜能守日能守爾、守奉故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎稱、辭竟奉久登宣

四方能御門、今神祇官の古図を閲るに、御門は東南北の三方に、あるを、此は四方とうるからに、上代は四方にならしを知るべし○湯津は數多の意なること、古事記標注上巻之上、湯津石村に注せり、此津は助辭なるべし、濁るべからず○塞座は、サヘマシとよむべし、古事記上巻に、引塞黄泉比良坂、万葉十三に、浪之塞海道者不行、などゝ例おかうて、遮も塞斷みて、此大神御門の塞とあるて、惡もれを防ぎ拒ふとあるて○疎夫留物、御門祭詞に四方四角與利疎備荒備來武、道饗祭詞に、根國底國與利麁備疎備來とうるて疎ぶとい、親を中を遠て、正を失そしむるを云、○自下往者は、空より下よりて、入來らむ惡物を云ふ

生島能御巫能、辭竟奉、皇神等能前尓白久、生國足國登、御名者白氏、辭竟奉者、皇神乃敷坐、島能八十島者、

谷蟆能狭度極鹽沫能留限

生島ハ京の地名ヲテ、御巫も其地ヲ住めテ、然ハ職員令神祇官御巫の集解ヲ、御巫五人倭國巫二口、左京生嶋一口、右京坐摩一口、御門一口、各給廬守一人トなリテ、臨時祭式ヲ、凡御巫、御門、巫生嶋巫各一人、其中宮春宮、唯有御巫各一人、取庶女、堪事充之、但考選准散事、宮人

○生國足國、神名式ヲ、生嶋巫祭神二座、並大月次新嘗、生嶋神足嶋神トなリテ、三代實録貞觀元年正月廿七日、並從四位上を授奉、同年二月十一日ヲ、正四位下を奉授トなリテ、然ルヲ神名式攝津国東生郡、難波坐生国咲国魂神社二座、並名神大月次相嘗新嘗トなリテ、貞觀元年正月ヲ、授奉リし、神階も一級下るほこと、座摩トれあじ、此生も足も美称ヲテ、何もヲ坐せるも、祭神ハ大国主、神の和魂荒魂ヲ、坐ほヲやと思ふよしハ、次ヲ云ベし、如此ヲヲじ神を、攝津国ヲも祭來るハ、由なるべし○八十島ハ八十国と云ヲヲおあじ、扨此詞ヲ數坐島能云々となるハ、古語拾遺生嶋の注ヲ、是大八洲之靈と、なれヲよりて思ふ事、大国主、神更名大国玉、神ハ、天下を造成ひしもの、出雲風土記ヲ、所造天下大神とも、神代紀ヲ国作大己貴命とも傳称せり○谷蟆、古事記上巻ヲ、多邇具久白言、久延毘古必知之云々、是ハ蟾蜍と云ものヲテ、和名抄ヲ比木と注し、上方ヲテヒキガヘルと云ヲ、記傳ヲ谷とハ物のもさ間ヲ居る故なり、昊久ハ鳴聲ヲよりとハ、年山紀聞ヲ、西山公の万葉釈を引て、谷潜トい谷くゞりヲヲて、蝦の異名なり、かゝるハいかゞあれ谷ヲも有て、水をくゞりもぐ此名をおかせたる、思ふべしと云ヲ○狭度極、考ヲ蝦蟆ゞ一歩の、一寸

ゐたらぬを、物の狹き極みのたとへとそと云、後釈ゐい狹い借字ゐて、真渡るなり、此物いいづくまでも、靈く行通る物ある故ゐ、云、又と注せり、此二説孰よりらむ、按ゐ考の説近ゐ似たり、鹽沫の廣く遠きゐ對へて、狹度と云其間の漏る所のあるを云ゑめり、万葉五ゐ、阿麻久毛能、牟迦夫周伎波美、多爾具久能、佐和多流伎波美、企許斯遠周、久爾能麻保良叙とゐり、天雲之向伏極を、谷蟆之狹度極を、所知食國之奥區ぞあり、同六ゐ山彦乃將應極、谷潜乃、狹渡極、国方乎、見之賜而とゐり、何とも此件の詞とゐ孰じ○鹽沫能留限い、海原の限りゐく遠きをいふ

狹國者廣久、峻國者平久、嶋能八十嶋、墜事無、皇神等能、依左志奉故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎稱、辭竟奉久登宣

狹国も、セバキ国の原語ゐて、鐸能狹物を、廣瀬祭の詞ゐ、鐸能狹支物とゐるゐ如し、扨狹国とも人戸の少き地を云、然れ神代紀ゐ、保食神乃廻首嚮国云々、嚮海云々、嚮山云々とゐるを見ゐべし、是山も海も國ゐもど、實い人家のゐる地ゐらでい、国とい云ゐざを、又同書ゐ、皇孫問曰国在耶以不、對曰此焉有国と、ゐるをも併見るべし○峻國、字書ゐ峻高也險也嚴急也とゐて、按ゐ人ゐし

て賢ふ歟を、サカシと云へるべ、峻をも清音ふよまむかと思へど、
隼別皇子の歌の、峻山を、紀記ともみ、濁音ふ書られべ、素より賢
とは別語ふ歟を知るべし、和訓栞ふ、嵯峨の字音もてよ色て、と
云へるを拙し、扨峻国とい、通ひがとを山ふ住め歟所をも、平らら
ふ爲と
ふて

辭別伊勢爾坐、天照大御神能、大前
爾白久、皇神能見霽志坐、四方國者、
天能壁立極、國能退立限

辭別い、前文を云終て、殊更ふ別て云といふ意ふり、或い事別と
も書て、齋内親王伊勢ふ入たまふ時の詞ふも、前文ふくして
辭別ぢ申とかるも、前文を略りるなり○伊勢爾坐、伊勢風土記
ふ、神武天皇の御世、伊勢津彦と云神ふて、詔宜取国神之名号伊
勢とかて、爰ふ全文を引べけれど、文長ればべ略○天照大御神、
書紀崇神六年ふ、大和国笠縫里ふ遷奉り、垂仁天皇二十五年、皇
女倭姫命ふ托奉て、諸国を巡幸、大御神の鎮ふ堪き地を覓め、
遂ニ伊勢国度會郡、五十鈴川上ふ鎮奉れて○大前是を、フトマヘ
と訓るを非ふり、雄略紀ふ、抱柯舉能居登、飫哀磨陛儞麻嗚須
とかて、誰此事大前ふ申ふて、按ふ大方を前とのみかりて、平野
祭春日祭等の詞ふ、廣前とかて、此を大御神ふ申ふもべ、殊更ふ
大字を加へなて○見霽志、遷却崇神詞ふ、四方乎見霽とかて、雲ふ

を空を遠く見るゆて千載集ゆ、むぬゆをつ思ひをぞゆもをは
ろさで煙りとあらむ海とぞめれしゆ、ハルカスの意いれゆじ初
天照大御神の見霽とあるを、天下を照し給ふと云○壁立極云
云、壁といい垣ゆて、上の堅磐爾常磐爾の下ゆ、注せはゞ如し、初晴
る日ゆ其極を見務む、垣を立めぐらしたは狀あり、垣い限りの意
○退立、万葉九ゆ、天雲乃退部乃限、同四ゆ天雲乃遠隔乃極遠鷄
跡蒙、同十九ゆ、曾伎漱能伎婆美ともゆて、ソキとを到り極を
ろを云へれば、退又遠の字を書るを、同六ゆ賊守筑紫爾至、山乃曾
伎野之衣寸見世常とゆ記も、野山の到を極をろを見よと
あを、壁立退立の立を詞ゆて、際立氣色立の立ゆ同じ

青雲能霭極、白雲能墜坐向伏限、青

海原者、棹柁不干、舟艫能至留極、大

海原爾、舟満都々氣氏

青雲後釈ゆ、青雲といい青き空をいふ、考ゆ白と通そしいふとあ
ふいゆゆゝを云へはい、中々ゆ違へを、万葉二ゆ青駒之足掻乎速、
とわはも、白馬ゆて、新撰字鏡ゆ、驄馬白色阿乎支馬とゆを、爰ゆ
青雲白雲と並云へるを、文ゆ詞を換へたるのみゆて、馬ゆはを雲ゆ
ま、青色の物ゆる物とあし、若此青雲を強て青空とせば、霭と
いいゆで云む、霭とを立靡の略あり、碧空い動くをのゆあらぞ
○向伏、万葉十三ゆ、白雲之棚曳國之、青雲之向伏國乃云々、是い
打向ふ方ゆ、下卧たる雲を云○棹柁、和名抄ゆ、棹在旁撥水字亦

作棹、漢語抄云加伊とかなもど、類聚名義抄、色葉字類抄等ニサヲ
の訓かなを、按ニ棹ハ淺水ニ用ひ、棹ハ深水ニ用ひ、ハ物あるど、相
通もして云とかも、柁ハ古玉篇和玉篇等ニ、カヂと注し、神功紀ニ
不乾船柁とかなを、柁を柁の俗字ニて、字書ニ舟尾とあれど、今唱
ふはとあるべしかもど、上代ハ棹を專カヂと云、を、万葉三ニ、梶棹
毛無而不樂毛云々○舟艫、ハの艫と舳ハ、互ニよみかへて、和名抄
ニ船、後頭謂之艫、楊氏曰舟、後刺催處也、和語云度毛とかもど、新
撰字鏡ニ、艫舟前、鼻也、戸へとかを、是ハ何を正しからむ、甚混らも
しかもど、舟、艫能至留極とあるからを、艫とをよみがをし、今姑
新撰字鏡ニ從ひつ、扨此ハ舟の艫前の進至る限りといひて、大海
の極あををいふ○大海、下出雲本ニ、原字かり從ふ歟し○舟満
ハ、海も狹ニ舟の満續けてとあり、都々氣ニ積足をし、意を、含

てよむ歟し、扨満ハ四段言ありとして、予ゞ訓を訝る人多かる
べし、其を自然言ふらむこそ四段ニ活つを、万葉十八ニ、多萬之
賀受、伎美我久伊豆伊布、保理江爾波、多麻之伎美豆々、都藝豆可
欲波辛とかるも、玉敷満而あり、又此祝詞中ニ瑞腹満雙とかる
をも對、見
ふべし

自陸往道者、荷緒結堅氐、磐根木根
履佐久彌氐、馬爪至留限、長道無間
久、立都々氣氐、狹國者廣久、峻國者

平久、遠國者八十綱打掛氐、引寄如事

陸ハ国所の略なり○荷緒、万葉二ハ東人之、荷向篋乃、荷之緒爾毛とよめり、是ハ年毎ハ進る貢を、篋ハ納とて馬ハ結ひたるを、荷緒と云へり○磐根ハ磐と根と二ツにして、磐ハ石を云、根ハ石の立雙たる狀を云、此磐根を木羽屋の子の類として、添へたる詞と見る時ハ、神代紀ハ磐裂神根裂神の名義をべ、いうハして解べき、此ことハ日本紀及古事記等の標注、磐裂神、條ハくくしく記しれきつ○木根の根を添へたるなり、古今ハ霜ハ度れけどうもせぬ、榊葉の、さち榮ゆべき、神の木ねうも、猶大殿祭大祓等の詞ハいふ侭し○履佐久彌、万葉二ハ、石根左久見手名積來之、同六ハ五百隔山伊去割見云々、同廿ハ、山河乎伊波禰左久美豆、布美等保利ゐど併ゐもふハ、行ぐさきを強て行狀なり、同集ハ、佐具久美と云語、古ぜ〳〵見ゑたり、是い水行ハのみ云へ也べ、別義なり○馬爪、是ハ荷緒かためたる馬の、行至る陸行の限りを云、○立都々氣氐、海ハい舟の満つぶけと云、陸ハ如此云て間無しとなり○遠國ハ、海外を指せり○八十綱打掛ハ、多の綱を物ハ結附、此方ハ引寄るハ如く、海外諸國も、天朝ハ參來て、仕奉らしめたまへ

とあり

皇大御神能、寄奉波、荷前者皇大御

神能大前爾、如横山打積置氐、殘乎波
平聞看、又皇御孫命御世乎、手長御
世登、堅磐爾常磐爾齋奉、茂御世爾
幸閇奉故、皇吾睦神漏伎、神漏彌命
登、宇事物頸根衝拔氐、皇御孫命能、
宇豆乃幣帛乎稱、辭竟奉久登宣

荷前、春日祭平野祭等ゝ、四方国能獻礼、御調能荷前取並氐とゝ
て、扨上ゝ皇神能見霽志坐、四方国とゝるを思ゝ、是ゝ海外蕃
国等より、獻る調物ゝて、何品ゝ拘らず、荷ゝして船ゝ馬ゝ京に
持まゐるは、初荷を荷前と云て、例年十二月大神宮並諸陵ゝ、た
て國つはをゝゝ、此荷を荷とよゑはゝ、神功紀荷持田村の注ゝ、
荷持此云能登利と、ゝるを例とも、公事根源十二月條ゝ、先十三
日ゝつゝさ〻を、兼て定めら氐、使ゝ公卿のも殿上人のもゝ
て、次官をひたて云々、荷前とを、十陵八墓ゝ年のとゝりゝ、幣帛
を奉らせゝふ云々、是ゝ大神宮ゝ、奉るをゝ傳、漏せて、大神宮式
神嘗祭條ゝ、荷前、絹一百十三疋、一丈二尺とゝ足て、大神宮一百
六疋、所攝六宮各一疋、廿四社料、一疋一丈二尺云々○如横山、夫
木集廿二ゝ、にゝぞて、道の横田を、引捨て、代々のゝはゝと、早

苗とはらむ、按ずに道ずに添ひて、横たはるさる田を、横田と云へるむ、道ずに添ひて横たはるさは山を、横山とも云へり○殘波云々、荷前い主と糸絹の類を云へるべ、天皇の着しなへるあり、又其中ずい食物と爲べき物も交はるや、聞看とい聞食の延とるずて、大祓詞ずい所聞食ずに作れり、惣て見る物聞くもの食ふもなを、キコスと云へり○神漏伎神漏彌い、常い男女二柱ずに亘りて、称例あれを、爰ず天照大神をのみ、如此申い、天皇の御爲ずい、御父母ずに擬へ奉るゆゑなり、登の助辭を添へるれずて、其意を顯せり、此登、下ず、称へ奉りてと含て見はべし○宇事物い鶏代物ずて、鶏ず代るもなと云意あり、代をジとよるはい、神賀詞ず見えたり、扨神前ず拜をあを狀い、鶏が頸を水ず衝入て、求食形ず代りて、物せよとあり、万葉ず、四時自物伊波比拜、十六自物膝折伏、馬自物立而八衢伊奴時母能道爾布斯豆夜、ゐど多うるど、自と云意い專ら知あり、頸根い、和名抄ず、項頸後也、和名宇奈之とあり、即項莖を地ずに突て、水鳥の水ず入ル狀ず拜むべしとあり

御縣爾坐、皇神等前爾白、高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布登、御名者白氐、此六御縣爾生出、甘菜辛菜乎持參來氐、皇御孫命能、長御膳能遠御膳

登、聞食故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛

乎稱、辭竟奉登久宣

御縣は、天皇の供御の物を、作り出せるゆゑ、御ノ字を冠らせて、扨縣をアガタとよめる義は、國より分けたる地なれば、即頒地の轉なりて、地を古言に奈と云へる例は、大地を有坐し神を、大奈母智と申し、即大地持にて、其外地震名主名寄等の名も、地なれることを知るべし、此頒地の縣に轉じたる例も、垣内花を撫子花と云ひ、古事記に出雲の地名、伊那佐之小濱を、神代紀に五十田狹之小汀に作て、猶例多うて、此縣の名義を、古事記傳に、上田として畑ありと云へるは非なり、此縣を後に郡に改め、コホリとよめれど、コホリも韓地の方言にて、其事訓蒙字會、及類合等に見えたり○高市以下は大和国の郡名にて、和名抄に、高市多介知と注せるに、暫從へれど、土人は專タカイチと云へり、神名式に、高市郡高市御縣ニ坐、鴨事代主ノ神社大月次新嘗、三代實録貞觀元年正月廿七日、從二位高市御縣鴨八重事代主ノ神ニ從一位と見え、式に、同郡高市御縣神社、名神大月次新嘗、三代實録貞觀元年正月廿七日、從五位上を授くとありて、以下五座の神階も、同年同月同日同位を授奉れば、ことごとくは記さず○葛木は、後に上下に分置し、和名抄に、葛上ハ加豆良岐乃加美、葛下ハ加豆良木乃之毛と注し、神名式に、葛下郡葛木御縣神社、大月次新嘗とありて、以下四座の神も同格にして、同祭に預り坐せれば、惣て記さず○十市、和名抄に、止保知と注せれど、止乎知に改むべし、神名式に、十市御縣ニ坐神社○

志貴、後ふ上下ふ分置し、和名抄ふ、城上ハ之岐乃加美、城下ハ之岐乃之毛と注し、神名式ふ、城上郡志貴御縣ニ坐神社○山邊、和名抄ふ、夜萬乃倍と注し、神名式ふ、同郡山邊御縣ニ坐神社○曽布、後ふ上下ふ分置し、和名抄ふ、添上ハ曽不乃加美、添下ハ曽不乃之毛と注し、神名式ふ、添下郡添御縣ニ坐神社○御名者白氏とゆゐ、郡名を社号ふ申習へるゆゑ、直ふ御名といい称せり

山口坐皇神等能前爾白久、飛鳥石寸、忍坂長谷、畝火耳無登、御名者白氏、遠山近山爾生立留、大木小木乎、本末打切氏、持參來氏、皇御孫命能、瑞能御舍仕奉氏、天御蔭日御蔭登隱坐氏、四方國乎安國登、平久知食須我故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

山口も、山の登口を云、是い山能口とよむ濁し、其證い六月月次祭の詞ふ見ゆ。○飛鳥以下い、大和國の地名ふて、飛鳥い同

国高市郡にありて、此飛鳥を万葉に、明日香と書たるに、古を書法あてしを、飛鳥としも書あらへるに、明日香の枕詞の飛鳥を、其儘地名に書習ひたるにて、糟垣を春日と書りなどが如し、憑へて鳥に啞と鳴ゆゑ、鳥が啼吾妻あぐ思ふ侍し、神名式に、大和国高市郡飛鳥山口坐神社、大月次新嘗、三代実録貞観元年正月廿七日、授従五位下飛鳥山口坐神に正五位下、とありて以下四座、社格神階専おなじ○石寸に、十市郡の地名にて、石村の省略なり、万葉三に、石村之道乎、同十三に、石村山丹あど、神武紀に、邑有君村有長云々、以上村をアレとよみ、寸に村の省文なりと云へる證あり、神名式に、同郡石寸山口、神社○忍坂、神武紀に、於佐箇迺於朋務露夜珥とありて、即忍坂大室屋にて、オシザカといふむはじき證なり、神名式に、城上郡忍坂山口坐神社○長谷、雄略紀に、舉暮利矩能、播都制能野磨播とありを、今に土人初瀬と呼あらへり、神名式に、城上郡長谷山口坐神社○畝火、是を清音によみとる人多けれど、神武紀に、畝傍山此云宇祢縻夜摩、舒明紀の歌に、于泥備椰摩とあるを證とし、神名式に、高市郡畝火山口坐、神社○耳無、神名式に、十市郡耳成山口、神社○御名者白氏に、上の御縣、神に白と同例なり、以上六所に坐山口、神を祭るとは、山水を田に溉ぎ為ぬを、此詞に其趣あく、御舎を作る材木を伐り出すなどを擧て、注者も其意に解れど、宮造りに祈年に關ら紀ぬぞ、いと〳〵疑はし、今強て按に、山口坐神を祭るに、山口より落来る水を甘水と受ぬに、なしに、廣瀬祭、詞にも見えて論あきを、遠山近山以下に、日御蔭登隠坐と申序にて、別意あきをにや、隠坐に上に委く注しつ、是に試におどろかし置を、後人猶考ふ侍し

水分坐、皇神等能前爾白久、吉野宇陀、都祁、葛木登、御名者白氐、辭竟奉者、皇神等能寄志奉牟、奥津御年乎、八束穂能、伊加志穂爾寄奉者、皇神等爾、初穂波頴母汁爾、瓱閉高知、瓱腹満雙氐、稱、辭竟奉氐

水分、古事記天之水分神、国之水分神の注ふ、訓分云久麻理とゐて、此神等い、降雨を分ふ御功坐て○吉野い、大和国の郡名ふて、天智紀の童謡ふ、美曳之弩能曳之弩とゐ為び、吉野とよむべし、神名式ふ、同郡吉野水分神社、大月次新嘗、續後紀承和七年十月、奉授无位水分神從五位下、とゐるい此神ふや、三代實録貞觀元年正月、授吉野水分神正五位下、とみ為て、以下三座共同位同格ふ坐て○宇陀い、郡名ふて、神名式ふ、同郡宇太水分神社○都祁、和名抄ふ、山邊郡郷名都介、神名式ふ、同郡都祁水分神社○葛木、神名式ふ、葛上郡葛木水分神社

遺乎波皇御孫命能、朝御食夕御食能、

加牟加比爾、長御食能遠御食登、赤
丹穂爾聞食故、皇御孫命能、宇豆能
幣帛乎稱、辭竟奉久乎諸聞食登宣

遠乎波、上の天照大御神ゐ申、辭別ゐも殘乎波平、聞看とゐて、
文字の異おれのみ、彼處ゐ云へるゞ如し○朝御食夕御食、上代い
日ゐ二度の食ありけむを、更ゐ疑ひゐをを、中昔より三度とゐ
て後い、今ゐおいてれゐじ、或人云二度ゐ如しい、祝詞文ゐ見
にたるをそゞめ、内外儀式帳等ゐを見て、其を神ゐ供ゐとして
そ然ありけを、人ゐい三度ゐとしと、思へをと云へを、年治答ゐ、古
事記中巻ゐ、於朝夕之大御食、不參出來とゐるい、景行天皇の大
御言ゐり、又此ゐ朝御食夕御食とゐるを、天皇の聞食を申せり、
支那国ゐも、むゝしい二度食ありをむ、漢書食貨志ゐ、人情一日
不再食則飢とあり、扨三度ゐ定をとはい、今昔物語廿六ゐ見に
たを、其事引べれど略○加牟加比、後釈ゐ加い宇加之御魂ゐ
ど云、宇加の宇を省けるゐて食あり、加と氣とい一ッあり、牟加比
え、万葉の哥ゐ、御食向とよ為る向ゐて、神ゐ物を手向と云も同
言あり、牟久流といふを、令向ゐて、奉る方よりいふ詞、牟加布い
そを受る方より云詞ゐ為ゞ、加牟加比い食向ゐて、御膳ゐつき
ゐふをいふありと云へを、年治按ゐ、此解くゞくしくむつゝし、
且御氣向も手向ゐ、然る意ゐをゝらゞ、是い御膳ゐ打向ひゐゐふ
ゐとゐて、出雲風土記ゐ、熊野大神命、詔朝御饌勸養、夕御饌勸養、

五贄組之處定給故云朝酌とゝるを對見るべし○長御食の長も遠も幾やゝゝ聞食ため加へたるのみ○赤丹ゝ字の如く、穂ゝ顯もたる狀ゝ如べ、大御酒ゝ天皇の大御面も、赤く大坐とゝ、大嘗祭詞ゝ豐明ゝ明坐とゝゝるもおなじ、神賀詞ゝ赤玉能御阿加良毘坐とゝゝるゝ

別ゝ彼處ゝ云

辭別忌部能弱肩爾、大多須支取掛氏、持由麻波利、仕奉禮留幣帛乎、神主祝部等受賜氏、事不過捧持奉登宣

弱肩、後釈ゝ肩ゝつゞひめゝて、折屈む所ゝ故ゝ、弱とゝ云ゝゝ

とゝいへゝ○大多須支、神祇令月次祭の集解ゝ、此日忌部二人、掛木綿繦而、隨而召祝部名而、分充幣帛とゝゝゝ、齋庭へ群參の祝部等ゝ、幣帛を頒ゝゝ、手繦を掛て、其ことをはゝるゝゝゝゝゝ、抑大多須支の大ゝ、太玉串、太祝詞等の、太とゝゝゝゝゝ、大占の御トゝ、因たる名ゝ如ちとゝ、大祓詞の、太祝詞事、下ゝ云ゝゝし、抑多須支ゝ新撰字鏡ゝ、繦、負兒帶也須支とゝゝゝゝゝ、即紐名ゝして、手ゝ掛るを手須支とゝ云へゝ、手を助ゝゝゝゝゝゝ、手助と云ゝと云へるゝ俗説ゝゝ、神代紀ゝ、使太玉命以弱肩被太手繦而、代御手以祭此、神とゝゝるを思ふゝ、神饌を供へ、幣帛を頒つ等、忌部氏の預るところゝゝ○持由麻波利、神嘗祭詞ゝ、持齋波理ゝ作ゝゝ、此持ゝ持可可、呑持扱のモチゝて意ゝし、麻波利ゝ、齋ゝゝ活出たる詞

ふて、清麻波利もれあじ、即沐浴齋戒して、神ふ仕へ奉るを云、○受賜ふい幣帛をあり○事不過い、汚穢ふ觸ることふく、滯らぜ其社々ふ奉ゑとあり○捧い、古事記上巻ふ、取大御酒坏立依指舉而とあり、即指舉の切をはあり

## 春日祭

和名抄ふ、大和国添上郡郷名、春日、加須加と注し、姓氏録大春日朝臣、條ふ、仲臣令家、重千金委糟爲堵于時大鵠鷲天皇、臨幸其家詔號糟垣臣、後改爲春日臣、云々、是い酒糟を積て、白壁の狀ふ構たふあり、開化紀ふ、春日此云箇須我とあるる如く、春日ふ此訓あるい、武烈紀ふ、播屢比能箇須我鳴須擬ふどあり、即春日の霞むと條たる枕詞を、地名ふ書あらへるい、飛鳥の明日香の例あり、神名式ふ、春日祭神四座並名神大、月次新嘗とあり、祭神い次ふ見ゑたり、公事根源ふ、春日祭上、申日、二月十一月ふ行ゑは云云、清和天皇貞觀元年、十一月九日此祭いそし始ゑ、或説ふ春日の名義を、鹿栖所ふど云へるい、論ふたらぬ俗説社記ふ鹿ふ乗りて三笠山ふ降ゑふとあるも、事實ふ違へり、按ふ社頭ふ鹿の多るも、鹿鳴の鹿字ふ就きて、鹿を馴しめ〻るふや、是も甚古より の出〻ぼしく、中有記天永二年、二月二日春日祭云々、就中御社邊猪殊不見、頗可爲怪云々、大の猪い必鹿の誤りふれべし、猶次ふ云、

詞し

天皇我大命尓坐世、恐岐鹿嶋坐健

御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神、四柱能皇神等能、廣前仁白久

天皇我、天皇をスメラと申さるゝ、大神宮祈年祭、詞ゐも見え、鎮魂祭、詞ゐい、皇良我とをゝ、日本紀竟宴歌ゐ、武与乃數女良尓、都可幣支尓介利とゝはい、六代の天皇ゐ仕來ゐゝゝゐて、武内宿祢をゝめゝ、唯ゐ聞てい、無礼ゐ称やゝゐ為ど、是ゞ真の唱ゐ ちむ、万葉ゐも例多ゝり○大命い大詔ゐて、大い尊したるのみ○坐世い坐世者と云者を略ゝる古語の一格ゐて、此例万葉ゐ

多し、然を考ゐ世も衆の誤と見て、改たるい中々ゐ非あり、續紀十五の宣命ゐ、天皇大命坐世云々、猶多ゝり○恐伎、欽明紀ゐ、伏願可畏天皇とゝて、細字ゐ西蕃皆稱日本天皇、為可畏天皇とゝゝて、猶神賀、詞ゐ、掛麻久毛畏岐とゝるゐ注べし○鹿嶋坐、神名式ゐ、常陸国鹿島郡鹿嶋、神宮、名神大月次新嘗○健御賀豆智、命、神代紀ゐ、武甕槌、神ゐ作ゝて、軻遇突智、神の御末ゐ坐ゝり○香取坐、神名式ゐ、下總国香取郡香取、神宮、名神大月次新嘗○伊波比主命い、經津主、神の更名ゐて、齋之大人とも称せゝて、神代紀ゐ、磐筒男、命の御子と傳たれど、健御賀豆智、命の別魂ゐ、坐せゝと思ふ由ゝり、其事古事記、及日本紀標注ゐ記しおきつ、扨此二神を、藤原氏の氏祖神として、祭もる由をたもふゐ、續紀寶亀八年七月、條ゐ、内大臣從二位、藤原朝臣良継病、叙其氏神鹿嶋、社正三位、香

取、神ニ正四位上ニとなるを、未春日、地ふ遷し奉らざるし前あり、かくて内大臣い、其年の九月ふ薨去を記せ也べ、鹿嶋等より迎へ奉るしい、其後ふ記べし、然ルふ右の二神を氏祖、神と称せはい、産土神を誤るはふや、去り思ふ由い、氏祖鎌足公を、下學集及諸書ふ、常陸国ふて出生と傳、さもべ、鹿嶋香取の御社い、川を隔テたるのみ、近き所ふ坐せはも云、彼氏人等氏神と誤リ称しあ紀ば、其證を猶云べ、大鏡七ふ、鎌足のおとゞ生也給へはを、常陸国ふ給む、かしふの鹿嶋と云所ふ、氏の御社をまさしめ奉るはひて、其御世よりて今ふ至はは、なりしふ御門后大臣、立給ふをて、こてぐらは必さつ、帝奈良ふれたしまし時い、ふし内祭りとて、大和国春日山ふふり奉りて、春日明神とあづけたてまつる云々、爰ふ當時の順序を、試こ捜るふ二神遷坐の後、漸其氏神ふならざ紀と暁て、枚岡よりて二座を迎奉るしふや、縁起社説等い、事實を失ふるを多ふ混ぜ用ぶ○枚岡坐、神名式ふ、河内国河内郡、枚岡神社四座、名神大月次相嘗新嘗○天之子八根命、神代紀ふ、中臣連、遠祖、興台産靈兒天、兒屋命とかりて○比賣神い、子八根命の后神ふ坐せて、其證い、中臣宮處氏本系帳ふ、中臣連等出遠祖天兒屋根命、娶テ豐甕玉命之愛女、天美豆玉照比賣命ニ、生神名天、忍雲根命、云云、又曰、此大御世齋祭給大神者、天、兒屋根命、天美豆多麻照比賣命出二柱也、とかるを、二十二社注式をもしめ、社説等ふ、此比賣神を、天照大神と記せはい、云ふたらぬ僻説ふるをや、續後紀兼和三年五月、河内国河内郡、從三位勲二等、天兒屋根命ニ正三位、從四位下比賣神ニ從四位上、同六年十月正三位勲二等、天、兒屋根命ニ從二位、從四位上比賣神ニ正四位下、文德實録、嘉祥三年九月の策

命ハ、先先ニ禱申賜ヒ之御冠止爲天奈毛、建御賀豆智命、伊波比主命、二柱乃大神乎波正一位尓、天児屋根命乎波從一位尓、比賣神乎波正四位上尓、上奉崇奉留と有て、是ハ古本ヲ據て引出たり、扨枚岡神社四座とゝ内の、二座ハ健御賀豆智命、伊波比主命ヲ、是ハ春日ヲ倣て後ヲ加、祭ましみや、三代實録貞觀二年七月、進河内国從三位、弥加布都命ハ、神比古佐自布都命、神從二位とゝ、弥加布都命ハ、健御賀豆智命ヲ、佐自布都命ハ經津主命ヲ、して、枚岡ヲ傳もとは神号ヲ記、右ヲ引りる策命中の、正一位の神階ハ、春日ヲ祭もとは二神の名ぞ妨ぬし、春日と枚岡と、神階差りて、同一ヲ失るべからず○廣前の廣ハ、大ヲ亞ぐて、平野祭と此祭りとの外ハ、惣て前とのみなりて、當時御崇敬の、淺からざりしを知るべし

大神等能、乞賜比任、春日能三笠山能、下津岩根爾、宮柱廣知立、高天原爾、千木高知氏、天乃御蔭、日乃御蔭止、定奉氏、貢流神寶者、御鏡、御横刀、御弓、御桙、御馬爾備奉利、御服波、明多閑照多閑、和多閑荒多閑爾、仕奉

氏

乞賜比い、乞の延語なり、扨彼地を選らむと乞ふとい、御トを以て神慮を問奉りしかや○三笠山い、大神の御笠とも見べき狀か、宮殿の上か在り、古歌か大君のゝ笠の山と、めるもあれど意なり○廣知、上かい大知立と云へり、大も廣も字の如し、此廣を柱の次と〻思いらむも非なり○定奉氏、是い日の御蔭を受るためか、作り定め奉るかて、日之御蔭止隱坐氏と、いるとい義違へり

○神寶の、名義い、廣瀬祭、公民の下か云べし○鏡い影見の轉か て、酒屋竹帚の例なり○横刀い、腰ニ佩とのゆゑ、佩の延なるか り、万葉十三か、御佩平劔池之云々、景行紀御刀媛の訓注か、御刀此云弥波迦志といり、以上横刀の例○弓い手か執とのゆゑか、執の延なるなり、万葉一か、御執乃梓弓といり○桙い、木の鋒かる物ゆゑ名めり、和訓桙か穂木と注せり○御馬爾、去の爾い至か迫爾と云、意かみはべし、祈年祭詞か、千頴八百頴爾奉置氐とも、和妙荒妙爾称云々、龍田祭詞か、和稻荒稻爾山爾住物者、ホど多うり、是ら常格かならむ、惣て乎と云べき處なり、祈年祭詞か、奥津藻菜邊津藻菜爾至氐爾、御服者云々といるは、よく云とぢめたるなり、以上四種い、四時祭式の、祭神料か洩〻り○明多閑爾、上かい明妙か作とり、妙い借字、多閑い假字か て、共か幣の延たるなり、此爾も上の御馬爾の、爾か あるべし○仕奉い、慎て其事か預り物

まるを云

四方國能獻礼、御調能荷前取並氏、

青海原乃物者、波多能廣物波多能
狹物、奥藻菜邊藻菜、山野物者、甘菜
辛菜尓至麻、御酒者甕上高知、甕腹
満並氐、雜物乎如横山積置氐、神主
爾某官位姓名乎定氐、獻流宇豆乃
大幣帛乎、安幣帛乃足幣帛登、平久
聞食者登、皇太御神等乎稱、辭竟奉
久登
白

御調、播磨風土記ニ、捕二江魚一為二御坏物一、故号二御坏江一云々、按ニ調物の起原ハ、魚鳥ニ海藻菜蔬ニ過ぎず、供御の物より起て、下より貢るハ布帛錢穀ニも、云轉せて○波多能廣物、祈年祭詞ニ鰭能廣物ニ作て、彼處ニ注しつ○甕上の上ハ、瓶の借字ある歟と、上ニ云て○積置氐ハ積奉ての借字ある、平野祭詞ニ、如横山置高成氐、迂却崇神詞ニ、几物尓置所足氐、万葉三ニ、寧樂乃手祭爾、置幣者、同廿ニ、阿米都之乃可未爾奴佐於伎、伊波比都々云々、天地之神ニ幣奉齋つゝ、ハて、此例多うて○某官位、按ニむらし諸社の

神官に、大方は古ゝの人を、擇び補任せしゆゑ、某官位と記せる、其例をいまゝ、日本後紀廿二に、令諸国神社神主相替之日、與解由、民部式に、凡諸社、神主祝宜祝者、擇八位以上及六十以上、堪祭事者補之、臨時祭式に、凡諸神、宮司及神主等、未満六年、遭喪解任、不得補替、仍令祝部行事、服闋之日復任、満限、其祝宜祝部、一補之後、不須輙替、類聚三代格、延暦十七年正月廿四日の官符に、應任諸國神宮司神主事、右大納言従三位神王、宣奉勅、掃社敬神、銷禍致福、今聞神宮司等、一任終身、侮黷不敬、咎屢臻、宜自今以後、簡擇彼氏之中、潔清廉貞堪神主者補、任限以六年相替、とあるを、如此くだ〳〵しく、引出たるも明治のもじめ頃でい、神官に其家に傳ふとのみ思ひ居りし、舊慣の人らに、中古の制をもらしめむためなり○大幣帛、按に此詞に廣前と申し、皇大御神と稱等、他の例に違へるを、當時藤氏のために、尊称を加へたるにや○聞食者の者に、衍きるやう聞ゆれど、能思ふに本の儘にてよろしく聞也

如此仕奉尓依氏、今母去前母、天皇我朝廷乎、平久安久、足御世乃茂御世尓、齋奉利、常石尓堅石尓、福閑奉利、預而仕奉流、處處家家、王等卿等乎母平久、天皇我朝廷尓、伊加志夜久

波敵能如久、仕奉利佐加敵志米賜登稱、辭竟奉良久登白、大原野、枚岡等祝詞、准レ此

去前の去を、和玉篇ニユクと注し、万葉一ニ、草枕客去君跡、知麻世婆ゐど訓るニよる、是を去前とよめるハ理ぶし○福門奉、祈年祭ノ詞ニ、幸閑奉ニ作ル、同義ヘ○預而仕奉の預ハ職ヲ司る政務ニ關るを云ノ○處々家々考ニ官省寮司衛府京国職廳をそれ云、家とも王卿百官の家々をりと云るゞ如し○王と云ノ称ハ、天皇よりはじめ、皇子皇孫ニ渉ヲたる称ニして、其五世ゆでハ、季禄を給ひ、六七世ニ下ヲて、姓を賜ら給る間と云ど、猶王名ニ付ヲ、繼嗣令ニ、凡皇兄弟皇子皆為ニ親王ト、以外ハ並為ニ諸王ト、自ニ親王ニ五世雖得ニ王名ヲ、不ニ在ニ皇親之限ニ、續紀三ニ、詔曰准ニ令五世之王、雖ニ得ニ王名ヲ、不ニ在ニ皇親之限ニ、雖ニ有ニ王名ヲ、絶ニ皇親之籍ヲ、遂入ニ諸臣之例ニ、顧ニ念親親之恩ヲ、不ニ勝ニ絶籍之痛ニ、自今以後、五世之王、在ニ皇親之限ニ、其承嫡者相承為ニ王ト、自餘如ニ令ノ、續後紀十ニ、右京人六世、御津井王是雄王云々、七世新男王、春男王云々、賜ニ姓有澤真人ヲ、自餘如ニ令ノ、同十三ニ、右京人六世長谷王云々、七世小長谷王等四人、賜ニ真春真人姓ヲ、ゐど付ル、五世以後と云ども、姓を賜らざる間ハ、猶王名付る例を引出たるなり、此王といへるハ、五世以上を指せハ也○卿等、景行紀ニ、阿佐志毛能、瀰概能佐烏麼志、魔幣苑者瀰、伊和哆羅秀暮云々、万葉十九ニ、島山爾照在橘守受爾左之、仕奉者卿大夫等と付り、即前津君ニて、君前ニ仕候ヲ意ニや○伊加志ハ、茂御世茂桙の茂ゐ○夜久波敵、平野祭ノ詞ニ、伊賀志夜具波延ニ作ル、考

ふ彌木榮を略き轉じて、いふ言也と云ひ、此説よろしく聞ゆ也

ど、波廬い生ふや○大原野、四時祭式ふ、大原野神四座、祭、右料物、

同春日祭、春二月上卯、冬十一月子日祭之、此神社を山城志ふ、乙

訓郡ふ記せり、文德實録仁壽元年二月、條ふ、別制大原野祭儀、准

梅宮、祭三代實録貞觀七年四月、勅奉充諸明神、神田云々、大原

野、神五殿、二十二社注式ふ、舊記云、仁壽元年二月二日乙卯、依大

皇大后、御祈、山城国葛野郡大原野仁、宮柱廣知春冬乃御祭加賜

云々、公事根源ふ、此神社い后宮の、陰のらせ給へんため、春日の

本社遠きふよりて、都ちふ所ふうつし奉らは云々○枚岡い

上ふ注せり

祝詞辨蒙卷之一 終